

尾張旭市選挙管理委員会（令和3年第4回）会議録

- 1 開催日時  
令和3年10月1日（金）  
開会 午前10時  
閉会 午前10時10分
- 2 開催場所  
尾張旭市役所 2階 201会議室
- 3 出席委員  
委員長 赤尾勝男  
委員 森賀則、堤美昭、加藤隆広
- 4 欠席委員  
0名
- 5 傍聴者数  
0名
- 6 出席した事務局職員  
書記長 大内裕之、次長 杉浦敬典、係長 三浦一輝、書記 森重雄太
- 7 議題  
第16号議案 在外選挙人名簿の登録について
- 8 会議の要旨

書記長	<p>定刻になりましたので、ただいまから令和3年第4回選挙管理委員会を開催いたします。</p> <p>本日の議案は、在外選挙人名簿の登録についての1議案でございます。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、委員長お願いします。</p>
委員長	<p>改めましておはようございます。</p> <p>（委員長あいさつ）</p> <p>それではまず、次第の2「会議録について」でございます。</p> <p>前回の会議録を、議案とあわせて配布していますが、訂正等</p>

	はありますか。
委員	(なし)
委員長	<p>それでは、会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。</p> <p>それでは、次に次第の3「議事」に入らせていただきます。</p> <p>第16号議案 「在外選挙人名簿の登録について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第16号議案 「在外選挙人名簿の登録について」でございます。</p> <p>公職選挙法第30条の6第1項の規定により、市の選挙管理委員会は、所定の手続きにより在外選挙人名簿への登録申請をした方が、本市の在外選挙人名簿に登録される資格を有する場合は、遅滞なく当該申請した方を在外選挙人名簿に登録しなければならないとされています。</p> <p>このことにつきまして、1名の方から登録申請があり、最終住所地と本籍地を確認しましたところ、本市の在外選挙人名簿に登録される資格を有すると認められましたので、名簿に登録しようとするものでございます。</p> <p>参考としまして、直前の9月1日時点の登録者数、今回、10月1日現在の登録者数の内訳を資料として添付しています。</p> <p>今回登録する1名の方が増え、41名の方が在外選挙人名簿に登録されていることとなります。説明は以上です。</p>
委員長	第16号議案について、何かご質問等はございませんか。

委員	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第16号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第16号議案は可決されました。  本日の議題は、これですべて終了しましたが、その他ということ ことで事務局から何かありますか。
事務局	報告事項 ○明るい選挙啓発ポスターコンクールの作品選定について ○衆議院議員総選挙に係る情報提供
委員長	それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。